

平成 27 年 4 月 13 日
独立行政法人国立病院機構

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）
に基づく「物品調達業務」に係る契約の締結について

独立行政法人国立病院機構の物品調達業務については、下記のとおり契約を締結しました。

記

1. 契約の相手方の住所、名称及び代表者の氏名

- (1) 東京都江東区豊洲 3-2-3
アスクル株式会社 代表取締役社長 岩田 彰一郎
- (2) 東京都千代田区飯田橋 2-18-4
株式会社大塚商会 代表取締役社長 大塚 裕司
- (3) 東京都大田区蒲田 5-37-1
株式会社カウネット 代表取締役社長 八十 卓司

2. 契約金額（税込）

- (1) アスクル株式会社 640,407,864 円
- (2) 株式会社大塚商会 638,282,941 円
- (3) 株式会社カウネット 688,435,925 円

3. 本事業の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 本事業の内容

①カタログの作成

- ア 各施設が調達する事務消耗品等の機構向けのオリジナル Web カタログを作成すること。なお、機構向けのオリジナル紙カタログを用意できることが望ましい。
- イ Web カタログは機構以外の者が無断でログインできない仕様とすること。また、施設毎に ID 等を付して施設毎に発注できる仕様とすること。
- ウ Web カタログでの商品の掲載方法は、各施設が発注しやすいように掲載すること。また、商品毎に品目リストと同様の品番を付し、その番号で検索できることが望ましい。なお、掲載する商品は原則として、市販のカタログに掲載されている商品とすること。更に、1 品目について、仕様の範囲内で同価格の複数の商品を掲載すること及び同一商品について、単価が同価格以下の品目リストの単位と異なる複数の商品を掲載することを可能とする。
- エ Web カタログに掲載する商品の価格は、下記 3 (1) ②により決定された機構本部との合意価格を掲載すること。
- オ Web カタログでの商品の説明は、日本語表記とする。なお、写真や解説を加える等、各施設が発注しやすいよう工夫することが望ましい。
- カ 商品検索に活用するため、品目リストに沿った商品マスターデータを Excel 形式で機構本部へ提出すること。

②商品価格、カタログ等の変更

- ア 商品価格は、機構本部との合意によるものとし、一切の費用（配送料、返送料、カタログ作成、準備、運用、請求及び支払などに係る費用、調達実績の報告等）を含む

ものとする。ただし、1回当たりの発注金額が1,500円（税込）に満たない場合の配送料及び受託事業者に責がない場合の返送にかかる料金については、機構本部との合意により別に定めるものとする。

イ 商品価格は、下記3（1）⑤により機構本部に提出される全ての受託事業者の調達実績等に基づき、機構本部と交渉の上、6ヶ月毎に品目毎の価格を改定すること。ただし、最初の改定時期は、市販カタログの改訂を踏まえ決定することとし、以降6ヶ月毎に実施する。

ウ 各品目で掲載している商品を変更する場合は、機構本部及び受託事業者の合意をもって変更をできるものとする。

エ 契約期間中の著しい事情の変更により、商品価格の改定が必要と認められる場合には、機構本部及び受託事業者の合意をもって価格改定をできるものとする。

オ 上記3（1）②イからエにより商品及び商品価格が改定された場合、原則として、改定された価格等が適用される日からWebカタログを変更すること。

③商品の受注・配送等

ア 発注方法

施設毎にインターネットにより祝日を除く月曜日から金曜日（以下「平日」という。）の午前9時から午後5時迄に発注することとし、納品は原則、発注した日を含む4営業日迄の午前8時30分～午後5時15分迄の時間帯とする。ただし、施設の利便性の向上を図るため、発注した翌日までに納品できることが望ましい。また、納品の時間帯を指定できることが望ましい。なお、交通事情等により発注した日を含む4営業日までに納品できない場合は、発注した日の翌日までに納品日を各施設に連絡し了承を得ること。

また、発注に当たっては、各施設の発注部門毎に商品を区分して配送するため、各施設の発注部門が分かるようにすること。

イ 受注体制

注文受付は、上記アに対応した体制であること。なお、受託事業者のシステムのメンテナンス等により受注停止期間を設定する場合は、土・日曜日又は祝日に設定し、できる限り影響を少なくすること。

ウ 配送方法

商品の配送は、商品の脱落及び破損を防ぐための梱包を施して迅速に配送すること。配送先については、各施設が指定した場所とすること。なお、配送に当たっては、各施設の発注部門毎に商品を区分できるようにすること。

エ 検収方法

受託事業者は、納品する商品に納品書を添付し、発注した商品について各施設の検収を受けること。

④商品等に係る問合せ対応

商品やサービス内容に関する問い合わせ及び苦情・トラブルがあった場合等に対応するサポート体制（平日の午前9時から午後5時迄の時間帯）を整備すること。

⑤調達実績等の報告

受託事業者は、施設毎の月末時点における調達実績（発注日、納品日、調達した商品名、商品毎の購入数量、購入金額、グリーン調達実績、1,500円（税込）未満の配送数、返品状況等）を毎月集計し、Microsoft Excel形式で翌月10日（当該日が土・日曜日又は祝日の場合は前平日）迄に各施設に報告すること。なお、各施設への報告については、受託事業者のカタログからのダウンロードによる方法も可能とする。その場合、Microsoft Excel形式でダウンロードできることが望ましい。また、受託事業者は、施設毎及び全施設合計の3ヶ月分を、機構本部に3ヶ月経過後の10日（当該日が土・日曜日又は祝日の

場合は前平日) 迄に電子媒体により報告すること。

(2) 本事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

- ア 各施設が商品を検索し易い構成とするとともに、発注し易いカタログを作成すること
- イ 機構に有益となる商品価格を設定すること
- ウ 商品を遅滞なく配送すること
- エ 商品の脱落及び破損を防ぐ措置をとるなど受託事業者の責めに帰する商品の返品を少なくすること
- オ 各施設からの問合せに迅速に対応すること
- カ 各施設が確認し易いように調達実績を報告すること

上記アからカまでについて、各施設は、施設毎に実施する検収及び各施設に対して報告される上記3(1)⑤の調達実績により把握する。また、機構本部は年2回程度実施する各施設のアンケート調査及び上記3(1)⑤の報告により、全施設の実績を把握する。

4. 実施期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日

5. 民間事業者が機構に報告すべき事項、秘密を適正に取扱うために必要な措置、その他事業の適正かつ確実な実施のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が機構に報告すべき事項、機構の指示による講ずべき措置

①報告

受託事業者は、上記3(1)⑤に記載する内容について報告すること。

②調査

- ア 機構は、事業の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第26条1項に基づき、受託事業者に対し、必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、事業の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。
- イ 立入検査をする機構の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条1項に基づくものであることを受託事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

③指示

機構は、事業を適正かつ的確に実施させるために、受託事業者に対し必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

①個人情報の保護並びに秘密の保持

- ア 受託事業者は、機構の各施設から提供された個人情報及び業務上知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)に基づき、適切な管理を行わなければならない。
また、当該個人情報については、本事業以外の目的のために使用してはならない。
- イ 受託事業者は、個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。
- ウ 受託事業者、その役職員、その他本事業に従事する者又は従事していた者は、本事業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

(3) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

①事業の開始及び中止

ア 受託事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に、事業を開始しなければならない。

イ 受託事業者は、やむを得ない事由により、本事業を中止しようとするときは、あらかじめ機構の承認を得なければならない。この場合において、機構は納品のあった商品代金を除き、一切の経費を支払わない。

②引継ぎ

業務の終了に伴い受託事業者が変更となる場合は、次期受託事業者に対し必要な引継ぎをしなければならない。なお、その際の引継ぎに必要な経費は、現行受託事業者の負担とする。

機構は、当該引継ぎが円滑に実施されるよう、現行受託事業者及び次期受託事業者に対して必要な措置を講ずるとともに、引継ぎが完了したことを確認する。

③金品等の授受の禁止

受託事業者は、事業において金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。

④宣伝行為の禁止

受託事業者及びその事業に従事する者は、「独立行政法人国立病院機構」の名称並びに機構の保有するロゴなどを本事業以外に自ら行う事業の宣伝に用いてはならない（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合は除く。）。

また、自ら行う事業が本事業の業務の一部であるかのように誤認されるおそれのある行為をしてはならない。

⑤取得した個人情報の活用の禁止

受託事業者は、本事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業若しくは機構以外の者との契約に基づき実施する事業に用いてはならない。

⑥記録及び帳簿

受託事業者は又は受託事業者であった者は、各施設毎の実施状況に関する記録及び帳簿類を作成し、事業を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑦権利の譲渡

受託事業者は、契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑧再委託

ア 受託事業者は、本事業の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

イ 受託事業者は、事業の実施に当たり、その業務の一部（再委託の金額が50%未満（複数者に委託する場合はその合計が50%未満）の場合に限る。）について第三者に委託し又は請け負わせる場合には、原則としてあらかじめ提案書等において、業務の範囲、再委託を行うことの合理性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理方法及び再委託額について記載しなければならない。

ウ 受託事業者は、契約締結後やむを得ない事由により再委託を行う場合には、再委託先を明らかにした上で機構の承認を受けなければならない。

エ 受託事業者は、上記イ又はウにより再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ 再委託先は、上記5（2）及び（3）の①から⑦に掲げる事項については、受託事業者と同様の義務を負うものとする。

⑨契約内容の変更

機構及び受託事業者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提示し、それぞれの相手方の承認を得なければならない。

⑩契約の解除

機構は、受託事業者が次のいずれかに該当するときは、法第 20 条第 1 項の契約を解除することができる。

- a) 法第 22 条第 1 項第 1 号イからチ又は同項第 2 号に該当するとき
- b) 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。
- c) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになった場合。
- d) 受託事業者が改善計画を実施しない場合。

⑪損害賠償

受託事業者は、受託事業者の故意又は過失により機構に損害を与えたときは、機構に対して、その損害について賠償する責任を負う。

⑫不可抗力免責、危険負担

受託事業者は、上記事項にかかわらず、受託事業者の責に帰することができない事由により事業の全部又は一部の実施が遅滞したり、不能となったりした場合は責任を負わない。

⑬契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、受託事業者と機構が協議する。

6. 本事業を実施するに当たり、第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

受託事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の本事業に従事する者が、故意又は過失により、本事業の受益者等の第三者に損害を与えた場合について、

ア 受託事業者が民法第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存するときは、受託事業者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

イ 機構が民法第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は受託事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償の責に任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

7. 事業者における当該公共サービスの実施体制及び実施方法の概要

事業者が行う業務は、各施設の事務消耗品等の通信販売方式による調達業務である。

実施体制については、業務責任者や管理担当者を配置し適切な管理体制を構築するほか、コールセンターを設置し、電話や E-mail により各施設からの個別の問い合わせにも対応する。

実施方法については、Web カタログにより、各施設からインターネットを通じて発注できるものとし、事業の効率的な実施を図るものとする。